



HAPEE ハッピーメール MAIL

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター
〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 TEL:082-248-1400

Facebook



ハッピーメール
バックナンバー



【Mail Magazine 知っ得情報】

メルマガでは国、県、市町、産業支援機関等及び産振構の公募イベント助成金情報などのご案内をいち早く皆様にお届け致します(右記のQRコードで閲覧できます。)。※毎週木曜日配信



(公財)ひろしま産業振興機構発行

「今月の企業ご紹介コーナー」は、当国際ビジネス支援センターの各事業にご参加いただいた国際賛助会員企業や、関係機関のご担当者の方々にスポットを当てた、担当者目線での企業紹介コーナーです。

今月の企業紹介コーナー

株式会社山本屋

会社概要

- 会社名：株式会社山本屋
- 代表者：代表取締役 山本 浩矢
- 所在地：尾道市美ノ郷町本郷字新本郷 1-74
- URL：<https://yamamotoya.com/>
- SNS：Instagram、Facebook
- 事業内容：和菓子、餅の製造
- 設立：昭和 51 年 9 月
- 従業員数：52 名



担当者からの会社PR!



私は株式会社山本屋
営業部の大谷です。

✉ a-ootani@yamamotoya.com

☎ 0848-40-0356

山本屋は尾道の和菓子メーカーです。桜餅・おはぎ・大福・団子といった和生菓子に加え、年末にはお餅を製造しています。

商品は小売店や飲食店で販売・使用いただいています。全体の 10%ほどは海外向け出荷となります。現在はヨーロッパ・アメリカ・アジアへの出荷をおこなっています。規制対応で国内向けとは原材料を変更しているものもあります。

現在、ヨーロッパ向けの出荷量が大幅に増加しています。現地のニーズを取り入れながら、たくさんの方に和菓子の良さを知ってもらえれば嬉しいです。

目標はヨーロッパを含めた海外向けすべての出荷を弊社総出荷数の 20%以上に伸ばすことです。世界中の方においしい和菓子で笑顔と和みをお届けできるよう努めてまいります。



国際ビジネス支援センターとの関わり!

海外向け引き合いがある度にお声かけいただき、商談会に参加させていただいています。自社でのアプローチでは限界があるのですが、案内をいただけることで商談のチャンスが増えました。特にアジア向けの商談は、ほぼ産振構様から繋いでいただいたものです。今後も積極的に参加させていただきます。

■ CONTENTS ■

今月の企業紹介コーナー		株式会社山本屋	1
海外 レポート	ジャカルタ	インドネシア人人材活用について(1)	2
	台北	台湾のベーカリー業界に見る食の変化	3
	ハノイ	トランプ関税の影響について ～大きく変わるベトナムの社会経済～	4
お知らせ		ハッピーからのお知らせ	5-7



日本の公認会計士として日本及びインドネシアの大手監査法人勤務を経て、日本の会計税務及び親会社の考え方にも精通しながら、時には日本本社へも出向いてサービス提供。会計税務を中心とした日常的業務のお手伝いから、新規進出や組織再編、M&A など幅広い側面で日系企業を支援。

「インドネシア人 人材活用について（１）」

こんにちは！

今回から複数回で、インドネシア駐在でよく話題になり、最近では日本でも話題になる、「インドネシア人 人材活用について」というテーマでお話しします！

＜日本人との違い＞

日本人との違いと言えば、簡単に以下のような事が言えます。

宗教: イスラム教徒が多いため、豚肉やアルコールを避ける、礼拝の時間を確保するなどの配慮が必要です。ラマダン（断食月）期間中の体調管理にも注意が必要です。

時間感覚: 日本人に比べて時間にルーズな傾向があります。待ち合わせや納期に遅れる場合も、悪意があるわけではなく、文化的な違いからくることが多いです。

上下関係: 年齢や経験を重視する傾向があります。年長者や経験豊富な人には敬意を払い、指示や指導を受け入れる姿勢が見られます。

コミュニケーション: 直接的な表現を避け、遠回しな言い方をすることがあります。空気を読むことや、はっきり言わないことを察することが苦手な場合があります。

集団主義: 個人よりも集団を重視する傾向があります。チームワークを大切にし、仲間意識が強いです。

家族: 家族を非常に大切にするため、家族の事情で仕事に影響が出ることもあります。

人間関係: 仕事よりも人間関係を優先する傾向があります。良好な人間関係を築くことで、仕事へのモチベーションも高まります。

メンツ: 面子を重んじるため、人前で厳しく叱責することは避けましょう。

＜特に気を付けること＞

上記のことから、特にインドネシア人と仕事をする場合に気を付けることは、「時間感覚」と「コミュニケーション」及び「メンツ」になると思います。

「時間感覚」について

インドネシアでは、政府の事業や役所の対応についても、いろいろな事が遅れてしまいます。最初から遅れ

ることを前提にしながらスケジュール作成しているような面があります。更に、スケジュールも作成しない事も多く、作成したとしても期日等を明確にしない面があります。このような環境で生きている人々ですので、やはり日本人とはその「時間感覚」が大きく相違する面があります。

「コミュニケーション」について

インドネシア人と日本人のコミュニケーションは、英語又はインドネシア語又は日本語となると思いますが、言葉の壁は勿論ですがそれ以上に、上記のコミュニケーションに対しての態度や考え方の違いに影響を受けます。つまり、インドネシア人のコミュニケーションは上記のように明確に突き詰めた相互理解を形成することはあまりなく、オブラートに包んだような理解のレベルで終わってしまうことが多いです。良く言えばおおらかなのですが、インドネシア人同士のコミュニケーションでも、結局「あの人は何を言ってるか分からなかった」みたいなことは多いです。

「メンツ」について

インドネシアでは、自分の子供に対しても日本ほど厳しく叱ることがないようです。ですので、日本企業内で上司に厳しく叱られたりすると、人生で初めての経験となり、びっくりしてしまうようです。子育ての時から、やはり日本よりは問題点に対してそこまで厳しく対応しない印象です。

次回以降、上記日本人との相違から生じる難しい面や適切な指示や指導の方法について記載します。



（ローカルが住むエリアから見た中心部の街並み）

「台湾のベーカリー業界に見る食の変化」

人事コンサルティング、日本企業の台湾進出事前調査、台湾現地法人の設立、運営サポート業務等を中心としたサービスを提供。日本の良き隣人「台湾」に関することなら、築いてきた人脈と自身の経験値を基に懇切丁寧にサポート。



今年の6月は、台湾も連日、真夏日の猛暑が続く異常気象でした。台湾の場合、6月初旬は卒業や夏休み開始のシーズンでもあり、世間全体が海外旅行やアウトドア活動といったレジャーやショッピング等を楽しみに盛り上がりを見せ始める時期でもあります。

また、毎年6月には、台湾を代表する「食」の一大イベント、「フード台北」も開催されています。今回は、6月末に開催された「フード台北」及び台湾の人達の「食」の変化が顕著に見られる「ベーカリー業界の最近の傾向」について紹介します。

＜広島県、2025 フード台北 安心最優秀賞受賞＞

6月25日から28日の4日間、食品や食品加工機械、包装機械並びに包装材料等、食品にかかわる各分野の業者が一堂に会することで世界的に有名な「フード台北」が開催されました。広島県は、毎年、この国際商談イベントに出展しており、台湾を代表する東元グループ内企業である安心食品（台湾モスバーガー）運営の日本食品館エリア内にブースを構えています。

今年の「フード台北」には、31 か国、1,219 社の企業がブースを設置し、4日間で約 45,000 人以上の方々が会場を訪れました。広島県以外では、青森県、秋田県、静岡県、高知県、宮崎県、長崎県といった各地方自治体がブースを構えていました。

広島県は、ワッフルや広島を代表するお菓子等、企業の皆様が、台湾及び諸外国のバイヤー達と熱のこもった商談を繰り上げたことが評価され、安心食品主催の後夜祭で最優秀賞を受賞しました。

＜ベーカリー業界における大手企業による挑戦＞

台湾のベーカリー業界は、近年、台湾政府も特に注目している産業分野のひとつです。經濟部統計局や台湾のベーカリー業界組合に相当する台北市糕餅商業同業公會が調査した統計によると、2024年の業界全体での売上高は約710億元前後（約3,500億円強）に達する見込みです。

毎年、台湾最大のベーカリー見本市「台北国際ベーカリー及び設備展」（次回は2026年3月12日～

15日予定）が開催されており、大変な賑わいを見せています。今日のこうした安定成長の裏には、小麦粉輸入商社の努力やパン職人達による技術力向上があります。

今までは、組合・職人・専門店を中心に注目を集めていましたが、ここ数年大型スーパーマーケットチェーン企業や大手コンビニエンスストア企業が店舗数や流通規模等のスケールメリットを武器に市場参入を果たし、売上高を飛躍的に伸ばしています。

台湾全土にあるスーパーマーケット数は2,268店舗、コンビニエンスストア数は16,340店舗とされています。なかでも店舗数1,227店（2025年6月5日時点）を誇る全聯スーパーでは、製パン業務は日本の阪急ベーカリーと連携して創設された製造会社が、スイーツは外部のOEM業者に委託して、製造販売強化を図っています。こうした手法は、台湾の二大コンビニエンスストアブランド、店舗数7,110店の台湾セブンイレブン、店舗数4,378店の台湾ファミリーマートでも採用されており、自社グループ内工場での製造は勿論、販売商品によっては外部のOEM業者に製造を委託する手法が採用されています。

台湾のベーカリー市場にはまだ売上を伸ばす余地が残されているとの見方に基づき、大手企業は、既に増産に向けて新工場の建設や製造ラインの新設等に着手しています。大手企業による事業拡大の動きは専門店にとっては脅威であり、今後は業界全体での売上は拡大が見込まれる一方、専門店の一部は市場から淘汰される可能性が増大するとの危惧を抱く関係者も少なくありません。



「トランプ関税の影響について」 ～大きく変わるベトナムの社会経済～

IT、医療、建設関連等幅広い分野において企業の現地法人設立合弁契約の支援を数多く手掛ける。また、自身でも日系現地法人の運営に携わり、ベトナムにおけるビジネスノウハウを熟知。



＜ベトナムと米国の関税交渉の合意＞

7月2日夜、ベトナム政府はトー・ラム共産党書記長と米国ドナルド・トランプ大統領の電話会談により関税交渉が合意になったと発表し、世界で3番目に合意に達した国となりました。トランプ大統領も自身のSNS「トゥルース・ソーシャル」で、ベトナムとの関税交渉が合意したと発表し、以前設定された課税率46%から大きく引き下げられることになりました。7月8日の執筆時点、正式発表前ですが、米国税率は下記が適用される予定です。

品目	ベトナム製品への米国税率		
	本税	加算	合計
1. 繊維製品および履物（衣類、布地、スポーツウェア、革靴、キャンバス地の靴など）	10%-15%	10%	20%-25%
2. 木材および家具類（テーブルや椅子、木製キャビネット、木製家具など）	10%-15%	10%	20%-25%
3. 農産物、生鮮および加工果物（例：マンゴー、ドラゴンフルーツ、ライチ、ロンガン、缶入りフルーツジュースなど）	5%-10%	10%	15%-20%
4. 水産物（エビ、サバ、イカ、アサリなど）	5%-10%	10%	15%-20%
5. 電子機器、電子部品、及び小型家庭用電化製品（例：イヤホン、携帯電話の充電器、電気コンロ、炊飯器、低価格な家庭用電化製品など）	0%-5%	10%	10%-15%
6. 機械類、機械部品、軽工業用機器	5%-10%	10%	15%-20%
7. 他国で生産された商品がベトナムに輸入され、「Made in Vietnam」と虚偽表示が行われ輸出された製品	40%		
8. 原産地規則が明確に検証され、制裁対象国から輸入された部品が使用されていないベトナム国内で100%製造された製品	製品ごとに10%または免除の適用可能性がある。		

各製品の税率はまだ発表されていませんが、表7番目の他国で生産された商品がベトナムに輸入され、米国に輸出された場合については、40%の関税が適用されます。その判断基準、今後、詳細かつ正式な発表を待つ必要があります。

＜アセアン他国との比較＞

アセアン他国と比較すると、ベトナムに対する米国税率は悪い水準ではありません。7月8日時点の関税率によると、ベトナムはアセアン諸国の中で、シンガポール（10%）、ブルネイ（10%）、フィリピン（10～15%）に次ぎ4番目に低い税率となり、また中国（10～30%）より優位になります。

発表後のベトナム市場での反応は、7月3日にはベトナム株式市場に上昇がみられました。米国においても、NIKEやUNDER ARMOUR等のベトナムに大規模な生産拠点を持つ米国企業株価は、合意による安堵感により上昇しています。

一方で、もしベトナムが米国からの輸入品に対して全面開放し関税を0%に引き下げるとした場合、ベトナムの消費者にとってメリットがあるものの、国内製造業には深刻な圧力がかかる可能性があります。例えば米国製の電気自動車（Tesla、Rivian）やガソリン車（Ford、Chevrolet）が無関税でベトナム市場に参入すれば、ベトナム電気自動車メーカーVinFastにとって大きな競合となり得ます。さらに冷凍牛肉や鶏肉、トウモロコシ、大豆、乳製品、加工食品などへの市場参入が加速すれば、国内生産者は大きな競争にさらされることになります。また、米国による相互関税の導入はベトナム国内のサプライチェーンの構築を迫るきっかけとなり、特に裾野産業育成と強化が急務となります。これはベトナムに生産拠点を持つ外資系企業にとっても重要で、国内で調達を増すことで「原産地基準」を満たし、米国輸出の際に「トランス SHIPPING」と見なされるリスクを回避できるからです。

今後米国の原産地規則を満たすために、より多くの工程をベトナム国内で完結させるよう、生産活動への投資を強化する必要に迫られると考えられます。

ハッピーからのお知らせ

報告

国際取引実務研修「基礎知識編」開催

6月に実施した「入門編」に続き、7月15日（火）に広島会場、16日（水）に福山会場、23日（水）にはオンラインにて「基礎知識編」を開催しました。講師は、引き続き国際法務株式会社代表取締役の中矢先生にお願いし、輸出入のトラブル対処法等を解説いただきました。

受講者からは、「貿易初心者でもわかるよう、丁寧な説明で理解しやすかった。」「実際の仕事にも役立つことが多くあり、勉強になった。」「より本質から理解できた。」「事例を踏まえた説明で大変わかりやすかった。」といった声がありました。

来年度の詳細が決まり次第、また、この紙面でもご案内いたします。

報告

広島日本香港協会 令和7年度総会開催

広島日本香港協会の令和7年度総会を7月24日（木）にオリエンタルホテル広島にて開催しました。本年度の総会は法人43会員、個人9会員、合計51会員のうち、17会員23名にご参加いただきました。冒頭、池田晃治会長からの挨拶ののち、令和6年度事業報告及び決算報告、令和7年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

日港アライアンス株式会社 代表取締役 劉 家駒（ネオン・ラウ）氏により「香港における日本食品マーケットの現状」というテーマで講演いただき、交流会では、講師や香港貿易発展局、会員の皆様との交流を深めました。引き続き、当協会では、会員の皆様と香港との相互理解と友好を促進し、経済の交流を図るための活動を展開していきます。



【総会】



【講演会】



【交流会】

案内

外国出願補助金第2回公募のご案内

概要

外国出願費用の負担を軽減したい！という企業の方へ

海外市場での販路開拓や模倣被害への対策など、進出先において特許権や商標権等を取得することは重要です。特許庁事業を活用し、（公財）ひろしま産業振興機構では外国出願に要する費用を補助します。

令和7年度 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）第2回公募

<https://www.hiwave.or.jp/news/46909/>

■募集期間：令和7年8月5日（火）～9月4日（木）

■対象経費：外国出願に要する費用（出願費用、代理人費用、翻訳費用等）

■対象企業：広島県内の中小企業（みなし大企業除く、個人事業主含む）

■補助率：1/2以内（千円未満の端数は切り捨て）

■補助上限額：特許 150 万円、実用新案・意匠・商標 60 万円、冒認対策商標 30 万円

■問い合わせ先：公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター

知財支援担当 秦 TEL 082-240-7718 / FAX 082-242-7709



インドビジネス視察研修 (ご案内)

ひろしま産業振興機構では、日本とは大きく異なるビジネス環境に触れ、新たな刺激を受けることで海外ビジネス等に必要なグローバル感覚を磨くとともに、参加者同士のネットワークの構築を図ることを目的に、毎年、海外視察研修を実施しており、今年は、インド（ベンガルール）を訪問することとしています。インドは世界一の人口（14億人超）・高い経済成長（2024年度GDP成長率6.5%）を維持し、グローバルサウスの盟主として日本を含む各国と政治・経済での結びつきを強めるなど、国際社会での存在感が高まっています。この視察研修では、効率よく、現地のビジネス環境や市場を体感することが可能です。この機会に、将来的なビジネス展開（人材採用・現地進出もしくはインド企業とのアライアンス等）の可能性や課題を探ってみませんか。

実施要領

- 【 期 間 】 令和7年12月15日(月)～12月19日(金)
- 【 視 察 先 (予 定) 】 ジェトロベンガルール事務所、現地進出日系企業、現地スタートアップ企業 等
※現在調整中の企業もあり、最終の視察先情報につきましては旅行最終案内書類にてご案内いたします。
- 【 旅 行 代 金 】 288,970円
※燃油サーチャージ（目安43,100円：5月22日現在）が別途必要となります。増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。また、国内空港施設使用料・旅客保安サービス料及び海外空港諸税は旅行代金に含まれています。
- 【 旅 券 ・ 査 証 の ご 案 内 】 ・旅券残存日数は、査証申請時6ヵ月以上必要。有効期間が1年の査証を申請する場合、申請時1年以上必要。
・旅券の未使用査証欄は2頁以上必要。
・e-Visa取得 ※e-Visa申請を代行で当社が行う場合、手数料として15,000円別途必要
- 【 申 込 方 法 】 別紙「意向確認書」に必要事項を記入し、東武トップツアーズ広島支店宛にメールにてお送りください。
- 【 最 少 催 行 人 員 】 最少6名
- 【 申 込 締 切 】 令和7年8月29日(金) 17時必着
- 【 利 用 ホ テ ル 】 Holiday Inn Bangalore Racecourse (1名1室利用・相部屋受付無)
※シャワーのみ、バスタブなし
- 【 食 事 】 朝3, 昼3, 夕3（機内食除く）
- 【 利 用 航 空 会 社 】 日本航空
- 【 そ の 他 】 600字程度の感想文の提出をお願いします。

日付	都市名	時間	交通機関	日程	食事
12/15 (Mon)	広島空港 羽田空港	12:25 13:40	JL256	広島空港より日本航空256便にて羽田空港へ	朝＝× 昼＝× タ＝機内
	羽田空港 成田空港			羽田空港到着後、リムジンバスにて成田空港へ移動	
	成田空港	18:25	JL753	成田空港より日本航空753便にてベンガルール空港へ	
12/16 (Tues)	ベンガルール空港 ベンガルール	00:50 午後	専用車	ベンガルール空港到着後、専用車にてホテルへ ① ジェトロベンガルール事務所 ② 日系スタートアップ企業（予定）	朝＝○ 昼＝○ タ＝○
12/17 (Wed)	ベンガルール	午前 午後	専用車	③ （調整中） ④ インド経営大学院・みずほ日本研究センター 現地関係者との交流会	朝＝○ 昼＝○ タ＝○
12/18 (Thu)	ベンガルール	午前 午後	専用車	⑤ NAVIS Human Resources Pvt., Ltd（現地送出機関） ⑥ 市場調査等 各自チェックアウト 夕食後ベンガルール空港へ	朝＝○ 昼＝○ タ＝○
12/19 (Fri)	ベンガルール空港 成田空港	02:55 14:00	JL754	ベンガルール空港より日本航空754便にて成田空港へ	朝＝機内 昼＝機内 タ＝×
	成田空港 羽田空港			成田空港到着後、リムジンバスにて羽田空港へ	
	羽田空港 広島空港	17:55 19:25	JL265	羽田空港より日本航空265便にて広島空港へ	

旅行条件＜要約＞ 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の6に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

1. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社の定める方法によりお申込みください。
(2) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

2. お申込金(お1人様につき) 旅行代金の20%以内 60,000円

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

当パンフレットに記載した旅行の交通費、宿泊費、食事代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

4. 最少催行人員 6人

5. 催行中止通知期限 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって95日目より前に通知致します。

6. 添乗員同行の有無 この旅行には添乗員1名が同行します。

7. この旅行条件・旅行代金は、2025年6月5日現在を基準としております

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

8. 旅行契約の解除 お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお取消日とはお客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約解除の時期		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	30日目にあたる日より前	発生いたしません
	30日目にあたる日から3日目に あたる日	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日から当日		旅行代金の 50%
無連絡不参加及び旅行開始後の解除		旅行代金の 100%

9. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。当社は、利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、「アンケート」のお願い、「キャンペーンのご案内」、その他のDM等の発送にも利用させていただく場合がありますので予めご了承ください。このほか、個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ『個人情報の取り扱いについて：外国にある第三者における個人情報保護に関する情報について』<https://tobutoptours.jp/info/privacy-guidelines.html>）をご確認ください。個人情報提供国：インド
利用目的の範囲内で当社及び、（公財）ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センターが共同して利用させていただきます。

【旅行企画・実施・申込先】



東武トップツアーズ株式会社 広島支店



旅行業公正取引
協議会 会員

海25-022

観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者／小坂 正宏

〒730-0035 広島県広島市中区本通6-11（明治安田生命広島本通ビル6階） TEL:050-9002-5442 FAX:082-542-1333

営業日・営業時間／月～金 9:30～17:30（休業日：土・日・祝祭日）申込先メールアドレス：indiatour@tobutoptours.co.jp 黒田・宮本まで

【視察企画】

(公財)ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター（担当:石橋）

TEL：082-248-1400 E-mail：s-kokusai@hiwave.or.jp